

令和4年第7回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和4年6月27日（月）13：30～15：00
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・西田委員・
頭島委員・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・
管理課長・学校教育課長・生涯学習課長・体育振興課長・
人権教育推進室長
- 4 傍聴者 1名

教育長 : それでは、ただ今より、令和4年第7回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

本日の議事録署名委員は、小西委員にお願いします。

小西委員 : はい。

教育長 : 事務局出席職員の報告をお願いします。

管理課長 : 両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

教育長 : 次に、経過報告をお願いします。

教育次長(管理・指導担当) : それでは、5月20日の教育委員会定例会以降の経過につきましてご報告させていただきます。資料の方をお開き願います。

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

5/22 歴史講座

5/23 学校給食会総会

～25 修学旅行(矢野川中)

5/24～28 自然学校(若狭野小・矢野小)

5/26 定例園長会

相生市初任者研修

相生市体育協会評議員会

5/27 総務文教常任委員会

5/28 ペーロン祭協賛野球大会

5/29 ペーロン祭協賛野球大会

ペーロン祭協賛弓道大会

5/30～6/3 自然学校(相小・那小)

5/30 校長面談(双葉中学校区)

5/31 校長面談(矢野川中校区)

6/1 たんぽぽの会はじめの会

6/3 公民館長会(臨時)

6/4 運動会(双葉小・中央小)

バスケットボールクリニック

6/5 さわやか杯卓球大会

6/6 校長面談(那波中校区)

- 6/8 ケータイスマホ教室（矢小・若小）
- 6/12 運動会（青葉台小）
相生市少年親善剣道大会・白虎旗争奪剣道大会
- 6/14 令和4年第3回相生市議会本会議
- 6/15 令和4年第3回相生市議会本会議
- 6/17 総務文教常任委員会
- 6/18 相生市夏季総合体育大会
なぎさライブ
- 6/21 相生市青少年問題協議会
- 6/23 定例園長会
- 6/24 学校訪問（若狭野小）
- 6/26 音楽探偵バッハの事件簿

教育長：説明は終わりました。その他追加説明はありますか。

管理課長：ございません。

教育長：それでは質疑に入ります。経過報告全体に亘って、何か質問等がございましたらどうぞ。

教育長：質疑がないようですので、経過報告をご了承願います。

教育長：日程6、議事に入ります。

議事に先立ち、相生市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行います。（1）報告事項、報告第24号から26号については、相生市教育委員会会議規則第5条第1項第3号社会教育関係法規に定める委員及び重要な諮問委員会の委員の委嘱に関する事件に該当すると考えられますので非公開としてよろしいか。

全委員：異議なし

教育長：異議なしとして報告第24号から26号を非公開と決定いたします。
それでは、（1）報告事項、ア 報告第22号 公文書の公開請求について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨：請求者より申請のあった「文書公開」「文書非公開」「文書不存在」通知に係る起案者及び決裁者の判る書類に関する公文書公開請求につ

いて、請求の主旨を説明し、相生市情報公開条例第12条の回答期限までに会議を開催するいとまがなかったことから、相生市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第2条の規定に基づき、教育長が臨時に代決し、公文書の公開を決定したことを報告

教育長 : 説明は終わりました。それでは、何かご意見、ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。ご意見ご質疑はないようですので、報告第22号については、公開として決定させていただいたことをご了承願います。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、イ 報告第23号 公文書の公開請求について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請求者より申請のあった令和2年第12回教育委員会定例会において、教育長が代決した公文書公開請求に係る報告の内容について、公開されている議事録要旨以外の公開されていない「報告部分」に関する公文書公開請求について、請求の主旨を説明し、相生市情報公開条例第12条の回答期限までに会議を開催するいとまがなかったことから、相生市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第2条の規定に基づき、教育長が臨時に代決し、公文書の不存在を決定したことを報告

教育長 : 説明は終わりました。それでは、何かご意見、ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。ご意見ご質疑はないようですので、報告第23号については、不存在として決定させていただいたことをご了承願います。

全委員 : はい。

教育長 : 次のウ 報告第24号からオ 報告第26号については、非公開議案の審議となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : それでは、議事を再開します。ウ 報告第24号 学校評議員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

教育長 : 続きまして、エ 報告第25号 相生市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

教育長 : 続きまして、オ 報告第26号 相生市文化会館企画委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

教育長 : ここで傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者入場)

教育長 : 続きまして、(2) 請願に移ります。

教育長 : ア 請願第3号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : この4点の請願のうち、(1)、(2)、(4)については、教育委員会及び教育委員は、地方自治法の規定により、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規定に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うとされており、教育委員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、それを組織するものであり、教育委員は法律の規定により職務を行っています。

また、(3)については、法令違反はないので、この請願については不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明は終わりました。委員の皆様いかがでしょうか。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第3号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、(1)、(2)、(4)については、教育委員会及び教育委員は、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により職務をおこなっているため。また、(3)については、法令違反はないためとします。通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、イ 請願第 4 号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : ロシアとウクライナの戦争に関しては遺憾ではありますが、当該請願にある「ロシアの戦争と、表現の自由の抑圧に対して最大限の言葉で非難する」決議については、現時点では行わないこととし不採択としてはどうかと考えます。

教育長 : 事務局の説明は終わりました。委員の皆様いかがでしょうか。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第 4 号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、ロシアとウクライナの戦争に関しては遺憾ではありますが、当該請願にある「ロシアの戦争と、表現の自由の抑圧に対して最大限の言葉で非難する」決議については、現時点では行わないこととする、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ウ 請願第5号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 代決の処理につきましては、相生市情報公開条例及び相生市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則の規定どおりに処理を行っており、違法でないため不採択と考えております。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第5号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。審査結果は不採択とし、理由は、条例等に定められたとおりの事務処理を行ったものであり、違法でないため、とします。
通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしく願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、エ 請願第6号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長：事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長：この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長：令和2年に請願者より公文書公開請求として求められた文書は、公文書の定義である「市職員が作成した市の保有するもの」ではなく、法令等を示すよう求めるものでありました。このような質問は、公文書公開請求に該当しないと判断し、請願者と合意のうえ処理したものであり、相生市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則に該当しないため、請願者のいう法令違反にはあたらないため、不採択と考えます。

教育長：事務局の説明は終わりました。委員の皆様いかがでしょうか。

教育長：事務局の説明では、不採択ということになりますが、いかがでしょうか。

教育長：不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員：異議なし。

教育長：ご異議なしとのことですので、請願第6号については、不採択とすることに決しました。

管理課長：ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、公文書公開請求にあらず、法令違反でないため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長：事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長：ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長：次に、オ 請願第7号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長：事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長：この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長：令和4年4月22日の定例会で行った請願に対する議決は違法ではないため、不採択と考えます。

教育長：事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長：不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員：異議なし。

教育長：ご異議なしとのことですので、請願第7号については、不採択とすることに決しました。

管理課長：ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、令和4年4月22日の定例会で行った請願の議決は違法ではないため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長：事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長：ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長：次に、カ 請願第8号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長：事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございま

せんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 要綱の改正については、さまざまな配慮が必要であると考えますが、改正について、調査研究を行いたいと考えております。

また、ネット検索については、市全体の基準に照らして調査研究を行いたいと考えております。これらのことから、この請願に対しては、採択と考えております。

教育長 : 事務局の説明は終わりました。委員の皆様いかがでしょうか。

教育長 : ご意見、ご質問はございませんか。

先ほど事務局からの説明では、調査研究をするということで採択ということですが、いかがでしょうか。

採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことでありますので、請願第8号については、調査研究をするということで、採択と決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は採択とし、要綱改正及び要綱のネット検索ができるかについて、調査研究を行うという内容とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、その他のアからエについては、非公開となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : それでは、(3)その他に移ります。ア 令和4年5月分学校事故発生状

況報告、イ 令和4年5月分不登校等の状況報告、ウ 小中学校におけるいじめの現状報告をまとめて報告願います。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりましたが、ただいまの報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 : 質問はないようですので、そのようにご了承願います。

教育長 : 他にありませんでしょうか。それでは、そのようにご了承願います。
次に、『エ 7月分行事予定報告』をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。ただいまの報告について何かご質問等ございませんか。

教育長 : 質問はないようですので、そのようにご了承願います。

教育長 : 次に『オ その他』について事務局何かありますか。

学校教育課長 : 学校教育課から、新型コロナウイルス感染症に係る学校園の対応について口頭で報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応についてです。県の対応方針を受け、相生市でも6月2日(木)以降の対応方針を決定いたしました。

学校園の教育活動については、現行どおり「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。なお今回の通知では、小・中学生および幼稚園児のマスク着用の基本的な考え方を校園長会で周知徹底するとともに、保護者にも周知の文書を発出いたしました。具体的には、屋外の活動では、会話を行わない場合は、マスクを外すことを基本とする、屋内の活動では、十分な身体的距離が確保できる場合で、会話を行わない活動時は、マスクを外すことを基本とする。

また、熱中症等健康被害のおそれがある場合、プールを含めた体育の授業時等、マスクを外すべきと判断される場合はマスクを外させる。とし、熱中症対策も行っております。現在のところ中等症以

上と判断され医療機関に搬送されるような事例は報告されておりません。引き続き感染拡大防止対策を徹底し、子どもたちの学びを継続していきます。

生涯学習課長 : 読書記録帳事業についてご報告いたします。別添資料をご覧ください。

本事業は、第4次相生市子ども読書推進計画の目標に掲げる、「子どもが自主的に本を手に取り、読書活動を定着させる環境づくり」の推進のため、子ども達に読書に興味を持ってもらうきっかけづくりと、読書意欲の促進を目的に実施するもので、これらにより、利用登録者と利用回数の増加に繋げ、図書館の活性化を図るものでございます。本事業の対象者は、市内在住、在勤、在学者で、年齢制限は設けません。現在、貸し出しカードを持っておられる方は「読書記録帳交付申請書」に必要事項を記載していただければ、即時発行いたします。図書カードをお持ちでない方も、図書館窓口で「読書記録帳を利用する旨を伝えていただければ、貸し出しカードと同時に申し込みいただき、即時発行いたします。記録帳の発行に係る費用は無料といたします。記帳対象となる図書は、相生市立図書館管理システムが保有する貸出記録にあるもののみで、館内で閲覧する図書、禁帯出本は対象外となります。記帳が可能な期間は、図書を借りている間のみで、返却した後に記帳することはできません。

なお、資料裏面には、読書記録帳の利用にあたっての手順、注意事項等を記載させていただいておりますのでご清覧願います

事業開始のスケジュールでございますが、7月17日(日)より、記録帳の発行を開始するとともに、相生市立図書館において関連イベントを実施いたします。

また、事前周知といたしまして、本資料を、7月1日号の広報あおいとともに全戸配布いたします。

なお、幼稚園児、児童、生徒については、7月上旬に学校園を通じて記録帳の配布を行い、夏休み中に、図書館を利用していただくきっかけをつくってまいります。

以上、誠に簡単ではございますが、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

体育振興課長 : 体育振興課より、3点報告させていただきます。

まず、1点目はスポーツフェスティバルについて口頭により報告いたします。

本年度のスポーツフェスティバルは10月9日開催を予定し、雨

天の場合は翌日10日「スポーツの日」に順延し開催する予定です。過去2年間は開会式は行わず、トラック競技も全ての種目でタイムレース決勝を採用し、半日で終了する記録会として開催いたしました。今年度は、コロナ前に開催していたトラック競技を基本に、開会式、スポーツ顕彰授賞式、各レースについても、予選から行い、15時30分頃に終了する計画です。

なお、トラック競技以外については、コロナ感染リスクが高く、また、スポーツセンター周辺の駐車場の減少により、昨年に続き、グラウンドの一部を駐車場とする予定ですので、自由に参加できる特設会場、露天による販売や福引きなどは行わない予定です。

今後、スポーツフェスティバル実行委員会にはかり最終決定をいたしますが、教育委員様には、ご案内をさせていただき予定でございますので、ご出席のご予定のほどよろしくお願いたします。

次に2点目、市民体育館駐車場について口頭により報告いたします。旧市民会館取り壊し工事及び跡地の駐車場工事についての工期は、当初7月末でありましたが、1ヶ月延長し、8月末工事完了の予定となっております。ただ、市民体育館前の駐車場については、工事が完了し先週末より開放していただき、身障者用駐車場を含め約23台が利用できるようになっております。

次に3点目、お配りしています「令和4年度相生市社会体育推進施策」の冊子についてです。毎年度作成しています社会体育推進施策ですが、過去2年間はコロナにより計画通りに事業はできておりませんが、コロナ前の事業を踏襲した形の計画となっております。この計画に基づき今年度事業を進めて参りますので、のちほどご清覧いただければと思います。

以上体育振興課の報告を終わります。

教育長 : 他に何かありますか。

管理課長 : (配付物の確認)

教育長 : 教育委員さんから何かございますか。

教育長 : 特にないようですので、令和4年第7回教育委員会定例会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。

15:00 終了